

展示動物の飼養及び保管に関する基準  
(平成 16 年環境省告示第 33 号)の見直し

1 根拠条文

動物愛護管理法第 7 条第 4 項 (改正法では第 7 項)

2 見直しの必要性

当該基準は、昭和 51 年に策定された基準を元に、平成 16 年 4 月に全面的な見直しがなされ、その後平成 18 年に一部改正されている。既に施行された夜間展示規制や改正動愛法の趣旨等を踏まえた所要の見直しが必要である。

3 見直しに当たって考慮すべき点

第 1 一般原則

2 動物の選定

特に、特定動物や大型動物の展示を検討する際には、その飼養が困難であり、施設整備や維持管理等に多額の費用が必要となることを示し、選定した動物の終生飼養確保が可能かどうか、慎重に検討する必要がある旨等の記述の追加を検討する。

第 3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

犬及び猫の夜間展示規制が導入されたことを踏まえ、当該規定の遵守について記述の追加を検討する。

3 危害等の防止

特定動物などの危険な動物を展示する際の施設基準、飼養保管基準について、より基準遵守を明確にした記述の追加を検討する。

第 4 個別基準

2 販売

改正動愛法に規定された 8 週齢規制を踏まえた記述の追加を検討する。

3 撮影

撮影にあたっては、幼齢動物の健康への影響に配慮する旨等の記述の追加を検討する。